

院政・鎌倉時代に於けるキルとヲリ

来 田 隆

目次

- 一、はじめに
- 二、散文資料に於けるキルとヲリ
 - 1、活用形毎の用法から見たキルとヲリ
 - 2、キルとヲリの意義
 - 3、動作主体から見たキルとヲリ
- 三、訓点資料に於けるキルとヲリ
- 四、おわりに

一、はじめに

キルとヲリとの意義差については阪倉篤義氏の高論がある。⁽¹⁾氏は万葉集に於けるキルとヲリについて、次のような用法上の相違点があることを指摘された。

- a ヲリの動作主体は一人称が大多数で、キルは第三者的なものが多い。
- b キルは鳥類について言われることが多い。

院政・鎌倉時代に於けるキルとヲリ

c 雲・霞・波などの天然現象にはキルが用いられるがヲリの例は無い。

d キルを後項要素とする複合動詞の前項となる動詞は、具体的で、瞬間的・進行的動作を表すものが主である。

e ヲリを後項要素とする複合動詞の前項となる動詞は、抽象的で、継続的・結果状態的動作を表すものが主である。

f 「旅にヲリ」など、長期にわたる存在を抽象的にいうにはヲリが用いられる。

g 「くつてヲリ」という言い方は多いが「くつてキル」という言い方は無い。

h 「くつつつヲリ」という言い方は普通であるが「くつつつキル」という言い方は無い。

i 「くつつつ」の言い方があるが、「くつつつ」という言い方は無い。

さらに、キルは連体形・中止形・接続形といった陳述性の低い活用形に集中し、ヲリは確定条件形・第二終止形・希望形・志向形といった陳述性の高い活用形に集中するといった分布を示すことを指摘され、このような事実から、キルは「あるものの存在のしかたを、進行的な動作としてとらえて、これを具象的に記述する動詞」、ヲリは「存在を、継続的な状態としてとらえ、これを話し手の立場から様態として描写するもの」と説かれた。

この説に対して、金水敏氏は、「博士の示された事実の一つ一つ適確にして重要」であるが、「問題の解釈の方向として、博士とは違った所に力点を置くことも許されるのではないか」との立場から、中古の資料を中心としたキル・ヲリについて、次のような見解を示された。⁽²⁾キルは、(1)作用言であること、(2)リ／タリを下接すること、(3)用例の解釈上、キル単独では継続・存続など状態的な意味を持つとは考えられないことから、キルは非状態性の動詞である。ヲリは(1)形状言であること、(2)(上代・中古では)リ／タリを下接する確例が無いこと、(3)用例から状態性の意味が容易に読み取れることから、ヲリは状態性の動詞である。ヲリはキルの状態化形式であって、阪倉氏の挙げられた相違点のうち、defghiは、アスペクトの違いに他ならない。中古になって、キルにタリ／リが下接する例(キルの状態化形式とされる)が多数用いられるようになった結果、『蜻蛉日記』や『うつぼ物語』以降になるとヲリは勢力を失い、主語下位待遇

とも言うべき意味の変質を遂げて細々と生き残った。ただし、漢文訓読資料や和歌のヲリには主語下位待遇の意味はない。抄物でもヲリが主語下位待遇を持たないで比較的よく用いられているのは漢文訓読を受け継ぐものである。金水氏はこのように説かれ、阪倉氏の指摘されたキル・ヲリの人称の偏りと活用の偏りについては、素材の選び、表現の類型化など表現論的な問題が関わっているのではないかとして問題を残しておられる。

既然態と進行態の表現形式の変遷を考察された柳田征司氏は、キルは進行態と既然態とを、ヲリは進行態テヲリは既然態を表すものであったとされる。阪倉氏の言われる人称の偏りについては、阪倉氏のデータから鳥や雲などの例を除くとキルとヲリとの間の差異は無くなるのであって、この相違そのものが無かったとされる。また、中古にヲリが主語下位待遇の意味を持つようになるとする金水説に対して、和文資料では主語下位待遇の意味があるものが漢文訓読や和歌ではその意味を持たないということの説明が困難であり、ヲリの主語も身分の低い者とは限らないのであって、中古のヲリに主語下位待遇の意味は無いとされる。そして、キルがヲリの領域を冒したあとは、ヲリとキルとは古い表現(堅い)あらたまつた話し方)と新しい表現という関係にあつたのではないかと説かれている。⁽³⁾

本稿の筆者も旧稿に於いて、室町時代の一韓の抄を取り上げて、そのキル・ヲリについて論じたことがある。一韓の抄に於いても、活用形毎の用法から見たとき、両者には次のような相違が見られる。

i 尊敬の助動詞ラルが接続するのはキルが多い(ヲリは稀である)。

ii 助動詞タが接続するのはキルが多い(ヲリの例は稀である)。

iii 意思の助動詞ウ・ウズや希望の助動詞タシが接続するのはヲリのみである。

iv 条件形「已然形十バ・ドモ」はヲリが多い(キルは稀である)。

これ等の相違点は、万葉集のキルとヲリの場合と大筋に於いて一致する。また、動作主体から見ると、ヲリには主語下位待遇の意味は認められない。キルは「存在を客観的に第三者的に記述するもの」、ヲリは「存在のありかたに対する主

体の判断をにじませるもの」としてとえられるのであって、抄物に於いてキルとヲリのいずれを多用するかは注釈の態度を反映するものであると述べた。⁽⁴⁾

しかし、旧稿に於いて述べたヲリの意義の説明は必ずしも明確ではないところを残しており、また、金水氏の指摘された漢文訓読資料との関係についても触れなかった。そこで本稿では、時代を遡って、院政・鎌倉時代の資料によってキルとヲリの意義について再考し、あわせて漢文訓読資料に於けるキルとヲリとの用法についても考えてみたいと思う。

二、散文資料に於けるキルとヲリ

本稿で取り上げた散文化文獻は、『法華百座聞書抄』『古本説話集』『方丈記』『発心集』『閑居友』『宇治拾遺物語』『徒然草（烏丸本）』の七点である。院政・鎌倉時代の散文資料では全体としてキルが優勢でヲリは極めて劣勢である。『書陵部蔵宝物集』『三教指帰注』『とりかへばや物語』『無名草子』『古今著聞集』『真福寺蔵新樂府注』『覚一本平家物語』ではキルしか用いられていない。その中で、本稿で取り上げる七点の文獻はヲリの用例もある資料である。

これらの七点の文獻について、キルとヲリの用例数を、i 単独用法、ii 複合用法（キル・ヲリが後項要素に立つもの）、iii テキスト／ヲリの三類に分けて纏めたものが表1である。『方丈記』と『閑居友』には分量の割にはヲリがよく用いられているものの、全体として見ればキルは全三四九例に対してヲリは全三六例で、キルの用例数の一割程度に過ぎない。

1、活用形毎の用法から見たキルとヲリ

院政・鎌倉時代の散文資料のキルとヲリについて、旧稿で取った方法と同じく、まず、活用形毎の用法から見てゆく。キルとヲリの用例数を活用形と下接する付属語によって纏めたものが表2である。全体としてヲリの用例が少ないので、煩を厭うて文獻の区別をしていない。複数の付属語が接続している場合には第一位の付属語のみによって分類した。

ヲリの用例が少ないのであるが、用法毎の用例数を見ると、キルとヲリの相違点として注意されるのは次の事項である。

(1) タリを下接するのはキルのみである。キタリは二一例と圧倒的多数を占める。

(2) 接続助詞テを下接するのは殆どがキルである。キル七四例に対してヲリは一例のみである。

(3) 尊敬のタマフを下接するのはキルのみであり、一八例見られる。その他にキルはサセタマフを下接する例が四例あり、尊敬のラルを下接する例も三例ある。ヲリにはこのような用法も無い。

(4) 連体法はキル五例に対してヲリも五例ある。ヲリとしては使用率が高い用法である。

(5) 終止法はヲリのみであり、六例見られる。

(6) 意思・推量のムを下接するのは、ヲリ四例に対してキルは一例のみである。

(7) 確定条件表現の「已然形+バ」形式はヲリのみで、四例見られる。仮定条件の「未然形+バ」も一例ながらヲリである。

(8) ケリを下接する用法はキル三例に対して、ヲリは四例である。

阪倉氏の言われる活用形の陳述性の高低から見ると、キルは(1)(2)といった陳述性の低い活用形に、ヲリは(5)(6)(7)といった陳述性の高い活用形に用いられることが多いと言いうことが出来る。しかしながら、最も陳述性の低いとされる連体

[表 1]

	キル			ヲリ			合計	
	単独	複合	テ+	単独	複合	テ+	キル	ヲリ
法華百座	6	2	3	1			11	1
古本説話	20	16	16		1	1	52	2
方丈記	1			6	1		1	7
発心集	20	3	* 18	1	3	1	41	5
閑居友	11	3	3	1	6	1	17	8
宇治拾遺	71	70	60	2	6	2	201	10
徒然草	3	22	1	3			26	3
合計	132	116	10	14	17	5	349	36

(注) *「ツツキル」3例を含む。

〔表2〕

		キル			ヲリ			合計	
		単独	複合	テ+	単独	複合	テ+	キル	ヲリ
未 然	ーム	1			2	1	1	1	4
	ーズ	1			1			1	1
	ーサス(使役)	1						1	
	ーサセタテマツル	1						1	
	ーサセタマフ	2	2					4	
	ーラル(尊敬)		1	2				3	
	ーバ				1				1
連 用	ータリ	60	68	* 83				211	
	ーテ	39	31	4		1		74	1
	ータマフ	6	2	10				18	
	ーハベリ	1						1	
	ーヌ	8	3	1				12	
	ーツ		1					1	
	ーケリ	1	2		1	4	1	3	6
	ーケム					1			1
	ーナガラ	3						3	
	連用中止		3		1			3	1
終 止	終止法				1	2	1		4
	ーベシ	2						2	
連 体	連体法	3	1	1	4	1		5	5
	連体終止	1	1			2		2	2
	準体法						1		1
	ーヤウナリ	1						1	
	ーナリ						1		1
	ーラム					1			1
ーカ・ヨリ・ヲ					3			3	
已 命	ーバ				3	1			4
命令形		2						2	
合 計		133	115	101	14	17	5	349	36

(注) *「ツツキタリ」3例を含む。

法にもヨリが少なからず用いられている点で問題がある。

ところで、(1)のキタリが極めて盛んであることは、キルが動作動詞でありヨリは存在動詞であることを示すものである。両者の違いは次に掲げるような例からも明らかである。

1世にかけといふものあり。陰にゐて、心のどかにおらば、影はなれぬべきに、さはせずして、はれにいで、はなれんとする時には、中へ力こそつくれ、影はなるゝ事なし。(宇治 200・13)

キルは具体的な場所を表す語を二格で承けて「座る・とどまる」等の意の動作を表す動詞であるのに対して、ヨリは存在動詞(状態性を有する)であるということである。(5)の終止形はヨリのみであつてキルは見られないことも、動作動詞と存在動詞の違いによるものと解しうる。

2「わびし、心うし」と思ゐて、つらづえうちつきてをり。(古本 55・2)

3あやまちどもをかたはしよりとふに、たゞおいをのみかうけにして、いらへをり。(古本 115・1)

存在動詞の終止形は現在を表すが、動作動詞の終止形は未来しか表すことができない。動作動詞のキルはタリを下接することによつて状態性を持つことができる。その意味では、ヨリはキタリに対応するものである。

キタリのみならず、複合用法やテ＋形式で用いられるキルも状態性を持つものである。しかし、状態を表すキルは意義の上でもヨリと等しくなつたとは言えない。例えば、(3)敬語表現にはキルは用いられるがヨリは用いられていない。

4 太子ハルカナル国ニアカメカシツカレテキタマヘルヲ (法華 ウ148)

5「まだしらぬか。おほ矢のすけたけのぶの、このごろのぼりてゐられたるなり」といふに (宇治 121・2)

このような事実は、キルとヨリが意義の上で異なるものであることを示していると考えられる。

2、キルとヨリの意義

院政・鎌倉時代に於いても、キルは「動作（状態）を客観的に記述する」ものと考えてよい。それは、単独用法であれ複合用法であれキル形式であれ、接続助詞テを下接するのはキルのみであるという点によく示されている。接続助詞テは事態を客観的に記述する助詞であるゆえ、キルとは連接するということであろう。ヨリがテを下接する例も一例ながら見られる。しかし、この例は後に述べるように別の解釈の余地があるものである。

6 さて、かねもち夜もほのめくほどになりぬれば、このきしにゐ侍て、東二むかひてハや日のいでたまへかしと思おひて、日もいで、やうく南二めぐり給へば、それニしたがひてまた南にむかひて（閑居 119・1）

これに対して、ヨリはその用法上の特徴から、「存在（状態）を主体的・意思的行為として描写するもの」であると言える。

ヨリの特徴的用法の第一は、(6)の意思・推量のムを下接する用法である。『発心集』に二例、『方丈記』と『徒然草』に各一例づつである。

7 「我はいまは家へもかへるまじ。法師になりてこゝにゐて、此木の葉の有さまなど思ひつづけつゝ、のどかに念仏してをらんと思ふ。（略）」（発心 81・13）

8 イカニイハムヤツネニアリキツネニハタクハ養性ナルヘシ。ナンソイタツラニヤスミヲラン。（方丈 302）

9 もし、人、仏道ををこなはんために、山林にもまじはり、ひとり広野の中にもをらん時、身をおそれいのちををしむ心あらば、かならずしもほとけのをうごし給ふらむとはたのむべからず。（発心 80・9）

10 此おとゞ一人「王土にをらん虫、皇居を建られんに何のたゞりをかなすべき。鬼神はよこしまなし。とがむべからず。（略）」と申されければ（徒然 131・9）

例78のムは意思である。例7の「のどかに念仏してをる」主語は話し手自身であり、例8は作者長明を含めた世間一般の人間である。このような例から、存在（状態）を主体的行為として描写する場合にヨリが用いられることが知られる。

ある存在（状態）を客観的に記述するのではなく、主体的行為として描写するということは、その「あり方」に対する話し手の立場からのなんらかの価値判断（評価）がこめられていることを意味する。例8は、世間一般の人間の「イタツラニヤスミラル」あり方に対する長明の批判である。

例9は推量のムであるが、この場合もリリは主体的な行為の描写である。例9の「広野の中にをる」ことは、「仏道ををこなはんため」の主体的行為である。例10は動物が主語である。しかし、この場合の虫（くちなわ）は、人の対応のしかた次第では「たたりをなす」ことのある主体性あるものとしてとらえている点に注意すべきであろう。

キルがムを下接する場合も『宇治拾遺物語』に一例ながら見られる。

11 けびいしどもあつまりて、「これはいみじきあくにん也。一二度人やにゐるんだに、人としてよかるべきことかは。ましていくそばくのおかしをして、かく七度までは、あさましくゆゝしき事也。」（略）（163・3）

この場合、「人や（牢獄）にゐる」ことは主体的行為ではあり得ない。それゆえにキルが用いられたと見ることができよう。

リリの特徴的用法の第二は、(7)確定条件の表現に用いられることである。『宇治拾遺物語』に一例、『方丈記』に二例見られる。キルにこの用法は無い。

12 (盗人)をよびをさしなど、かた(衍)かたりをれば、人々、「さてく」といひて、とひきけば、いとゞくるふやうにして、かたりをる（宇治 233・2）

13 ヲヒタ、シクヲホナキフルコト侍キ。（略）家ノ内ニヲレハ忽ニヒシケナントス（方丈 153）

14 若セハキ地ニヲレハ、チカク炎上アル時、ソノ災ヲノカル、事ナシ。（同右 178）

15 コトサラニ無言ヲセサレトモ、独リヲレハ業ヲ、サメツヘシ。（同右 233）

このうち、例12は具体的・個別的な事態について述べたもので、客観的な因果関係を表現したものである。この場合は

キタレバと言ひ換えることも可能である。しかし、その他の例はいずれも恒常的な因果関係の表現であつて、後件には前件で仮定された事態に対する話し手（右の例では長明）の判断が下されている。

「未然形十バ」の形式にもヨリが用いられている。前掲例1である（一例）。これも恒常的な因果関係の表現であり、後件には話し手の判断がきている。話し手の判断が表明される表現にヨリが出てくるのである。（4）の連体法にもヨリが目立つのであるが、その場合も次の二例のように恒常的な因果関係を述べる条件表現に近いものがある。

16 若ヲノレカ身カスナラスシテ権門ノカタハラニラルモノハ、フカクヨロコフ事アレトモ、ヲホキニタノシムニア
タハス。（方丈 170）

17 若マツシクシテトメル家トナリニラルモノハ、アサユフスホキスカタヲハチテ、ヘツラヒツ、（略）時トシテヤ
スカラス。（同右 174）

キルとヨリのそれぞれの特徴的な用法から見て、キルは「動作（状態）を客観的に記述する」ものであり、ヨリは、「存在（状態）のあり方を主体的・意思的行為として描写する」ものと言ふことができよう。（8）ヨリはケリとともに用いられる例が目立つのも、ヨリが主体的意義を有するためであろう。このように見るとき、敬語表現にはキルは用いられるけれどもヨリは用いられないということもよく理解できるように思われる。ヨリが存在（状態）のあり方に対して話し手のならぬかの価値判断（評価）を込めて描写するものであれば、それは敬語表現には馴染まないものである。

ヨリは敬語表現とともに用いられることがないということについて、キルとヨリとの間に待遇表現上の差異があつたのではないかという見方も成り立とう。金水氏は、中古にキルがキタリやくテキルの形で状態性を表すようになった結果、ヨリは勢力を失つて主語下位待遇とでも言うべき意味の変質を遂げて細々と生き残つたと解釈されている。しかし、柳田氏も言われているように、なぜヨリがそういう表現になるのかについての説明が必要であろう。そこで次には主語下位待遇の意味がヨリに認められるか否かについて検討しよう。

3、動作主体から見たキルとヲリ

まず、動作主体が一人称である場合を見ると、ヲリの例は全三六例中四例である（前掲例7も該当例である）。

18 ぼろくとなきて、「わぬしがせいする事をきかず、いたく此鹿をこらす。我しゝにかはりてころされなば、さりともすこしはとゞまりなと思へば、かくていられんとしておるなり。口おしう射ざりつ」との給ふに（宇治 64・

12）

19 馬のいふやう「あなかなし、わびし。いかなるつみのむくひにて、この人二つかはれて、ひる八日ぐらしといふばかりに、かくつかはれおるらん。（略）」（閑居 206・1）

しかしながら、キルにも次例のように一人称に用いられる例が二三例ある。全体の割合からすると、一人称を主語とするのはキルが四%、ヲリが一一%であり、ヲリの方が多いと言ふことはできるが、顕著な差異とは言いがたい。

20 此僧ノ思ヤウ、(略)人ニモマシラスシテ、アカツキニノミカクイヒキタラム、ハツカシキコトナリト思テ、高キイハホノウヘニイタリテ身ヲナケテケリ。（法華 才182）

21 「(略)風のおこりてなやましうおほえければ、此火のあたり見過しがたくてゐたるぞかし。（略）」（発心 49・11）
22 事さまの優におほえて、物のかくれよりしばし見ゐたるに（徒然 32・15）

ただ、三人称を動作主体とするヲリの中には、主語下位待遇的な用例がある。

23 「爰にゐたりつる盗人の(略)うせぬるなり。火を高くともして、かくれおるかとみよ」との給ければ（宇治 389・

10）

24 郡司のしどけなかりければ(略)あやまちどもを、かたはしよりとふに、老をかうけにて、いらへおる。（同右 277・

10）

25 「えならじ」といふをきゝつるひとは、「なに事をいひおるふる大君ぞ。さへの神まつりて、くるふにこそあめれ」など、つぶやきてなん帰ける。(同右 296・8)

26 中ごろ、はりまの国ニ、おちたる僧ゆきとまりておるありけり。(閑居 76・1)

「盗人・しどけなき郡司・おちたる僧」といった好ましくない人物にヲリが用いられている(例24は前掲例3と同説話)。なかでも例25は卑罵表現に近い。また、ヲリは、ガ格で待遇されいる人間に用いられる例もある。

27 不浄観スル仰へ僧イテキタリテ毒イカラルトコロニイタリテトフニ(法華 オ73)

28 又フモトニ一ノシハノイホリアリ。スナハチコノ山モリカラル所也(方丈 243)

そういえば、先にヲリが条件表現に用いられる場合、その多くは後件に話し手の判断が示されることを指摘したが、その例外となる例12の場合は、主語は盗人である。

しかしながら、ヲリは右のような例ばかりではなく、身分の高い人にも用いる例がある。

29 まことの人は智もなく徳もなく功もなし。(略) 本より賢愚得失のさかひにをらざればなり。(徒然 35・13)

30 いみじかりし賢人聖人、みづからいやしき位にをり、時にはあはずしてやみぬる、又おほし。(同右 35・3)

31 さらに立帰るべき心せせず、白衣にてあしだはきおりけるまゝに(略) 京のかたへくだりぬ。(発心 15・5)

32 この人、たゞおほかたのなきけかとはおもへども、さすがにまたむかしにハにずなん思ひをりける。(閑居 226・1)

例31は「平等供奉とてやむごとなき人」、例32は「それがしの僧都とてたうとき人」を主語とするものである。ヲリの用例の中には主語下位待遇の意味を持つものが認められるが、このような例がある以上、それはヲリの本義とは言いがたいのである。

キルとヲリの意義の違いを示すものとして注意されるのは動物を主語とする場合である。動物を主語とする場合、キ

ルもヲリも用いられるが多くはナルである。ナルは「動作(状態)の客観的な記述」である。それゆえ、動作主体は無意味的なものであつても用いることができるのだと考えられる。

33 後徳大寺大臣の寢殿に薦^ひさせじとて繩をはられたりけるを (徒然 19・1)

34 たにのそこに、とりのゐるやうに、やをらおちいければ (法華 133・5)

35 まだらなるくちなはの、きりくとしてゐたれば (宇治 158・16)

36 つぎく^くの猿ども、左右に二百ばかりなみ^みて (同右 293・7)

これに対して動物を動作主体とするヲリも少数ながら三例見られる。前掲例10がその一例である。この例については、すでに述べたように「くちなわ」を主体性を持つものとして描いているものであつた。もう一例は虎を動作主体とする次の例である。

37 しばしばかりありて、とら海より出きぬ。(略)左のまへあしを膝よりかみ食きられて、ちあゆ。(略)其きれたる

所を水にひたして、ひらがりをを、いかにするかとみる程に (宇治 129・3)

ここは鱒に前足を食いきられた虎が鱒に反撃をしようとしている様子を描いたところであつて、動物ではあつても主体性を持った存在として描写されているのである。

動作主体から見ても、ヲリは主体性あるものに対して用い、その存在(状態)のあり方を話し手の立場から描写するものであると言える。話し手が人のあり方について評価する場合、その評価は一般には否定的評価になりがちである。その対象もおのずから好ましくない人物や身分の低い者が多くなろう。それがヲリの主語下位待遇的用法につながつてよく考えられるのである。

中古の和文資料では、複合用法の場合のヲリの上接語は「精神活動・言語行動を表す動詞」が多いとされているのも、ヲリの意義をこのように見れば、うなずけるところである。ただ、本稿で取り上げた資料では用例数が少ないので、こ

の面からの考察は保留せざるを得ない。⁽⁵⁾

ところで、金水氏は、漢文訓読文のヲリに主語下位待遇の意味が認められないとされ、十世紀中頃以降という限定つきで、仮名散文の中の主語下位待遇のないヲリは、一種の訓点特有語とみなし得るとされて、「方丈記や、史記抄・毛詩抄・蒙求抄などの抄物にはヲリが比較的よく用いられ、しかも下位待遇が認められない。平安時代以来の漢文訓読文のヲリの用法を受け継いだものではないかと思われる」と述べられている。氏の指摘のように、『方丈記』にはヲリがよく用いられている。しかし、ヲリに主語下位待遇の意味が認められないとすれば、訓点資料のヲリとの関係を再検討しなければならぬ。そこで、次には訓点資料に於けるキル・ヲリの用法を検討する。

三、訓点資料に於けるキルとヲリ

調査対象とした訓点資料は、神田本『白氏文集』天永四年(一一一三)点、興福寺本『大慈恩寺三藏法師伝』延久承暦頃等点、金沢文庫本『群書治要』(経部)建長五年(一二五三)〜正嘉元年(一二五七)加点名、醍醐寺蔵『遊仙窟』康永三年(一二三四)書写加点名である。

これらの訓点資料に於けるキルとヲリのうち、訓点によって語形が確かであるものだけを取り上げて、活用形(下接語)毎の用例数を纏めたものが表3である。訓点資料では、単独用法が殆どで、複合用法は稀であり、テ十形式も見られないので、表ではこれらの区別はしない。また、同一漢字に複数の訓が付されている場合は重複して数えている。

訓点資料に於いてはキルは全六八例に対してヲリは一〇三例であつて、無訓の場合を除外していることを念頭に置いてもヲリの使用頻度の高いことが知られる。

まず、活用形毎の用法から見ると、次の点に於いて訓点資料のキルとヲリは散文資料のそれと基本的に同じであることが知られる。

[表3]

		白氏文集		慈恩伝		群書治要		遊山窟		合計	
		キル	ヲリ	キル	ヲリ	キル	ヲリ	キル	ヲリ	キル	ヲリ
未 然	一ム		1				(2)3				4
	一ズ				3	2	2			2	5
	一シム				3		2				5
連 用	一テ	3		4		35		3		45	
	一タリ	1		1						2	
	一ヌ			1						1	
	一ナガラ			1						1	
	中止法		3	2	3	(3)5	3			7	9
終 止	終止法	1	1	2	14	2	(4)23		3	5	41
	一ト				1		5				6
	一トモ						1				1
	一ベシ						1				1
連 体	連体法				2	1	(5)14	1	1	2	17
	一ガゴトシ						1				1
	一ニ					1	2		1	1	3
	一ハ					1	3			1	3
	一トキンバ						4				4
已 命	一バ		1							1	
						2	2	1		3	2
計		5	6	(1)11	26	49	66	5	5	70	103

(注)(1)*「キマク」1例を除く。(2)「ヨリヲリ」1例を含む。(3)「オゴリヲリ・アツマリヲリ」各1例を含む。
 (4)「ミチヲリ」1例を含む。(5)「サダマリヲリ」1例を含む。

(1) 接続助詞テを下接するのはキルのみである。ヲリを多用する訓点資料でも、テを下接するのはキルのみであることは注目に値する。しかも、キル全七〇例のうちキテは四五例という多数を占めている。

○小草(ノ)「之」因縁ヲ説クニ、無生ニ處テ其レ猶シ昧シ(慈恩 八・98 c点)

○骨肉離散シテ独リ居テ「而」兄弟無シ(群書 三・141)

(2) 連体法はキル二例に対してヲリは一七例でヲリが多い。

○君子は下流に居ルことを惡ム(群書 九・536)

(3) 終止法はキル五例に対してヲリ四一例でヲリが多い。

○言は君子は下に居(リ)。小人は上に處(リ)「也」(群書 三・290)

(4) 助動詞ムを下接するのはヲリのみである。『白氏文集』に一例、『群書治要』に三例見られる。

○青苔、明月、閑地多、比屋ノ齊人、何ノ處にか居ル「左」ラム(白氏 46)

○將に民の「之」與に處ラむと「將」ル(群書 八・238)

(5) 「已然形十バ」形式はヲリである。『白氏文集』に一例ながら見られる。

○日遅テ独坐テ「コレハ」、天、暮難シ(134)

右の例は、「坐」にキルの訓もある。そして、キルと訓じられる場合はテが下接している点も注意されるところである。訓点資料と散文資料とは用法に於いて相通するのであるが、両者で相違するのは訓点資料ではキタリが極めて稀であること、キタマフのような敬語表現とともに用いられるキルが無いことである。キタリは次の一例のみである。

○一りは始めて床に扶ラレ「左」オシカ、リ又ハフ、一りは初て坐リ「左」キル。々て「左」キタルモ啼キ(白氏 535)

しかし、訓点資料ではタリやタマフなどの読み添えは余り用いられないものであるから、この相違点は、訓点資料のキル・ヲリの意味用法が散文資料と異なることを意味するものではない。

次に、動作主体とキルとヲリとの関係を見るに、ヲリは次例のように王とか君子に対しても用いられているのであって、既に指摘されているようにキルとヲリとで待遇品位上の違いは認められない。

○故に太子達「于」城父に居り（群書 六・366）

○君子の乱世に居りと雖（モ）、其（ノ）節度を改メ不ズルに喩フ「也」（同右 三・109）

注意されるのは動物を動作主体とする場合である。訓点資料に於いても散文資料の場合と同様の使い分けが認められる。キルは雀・青蠅・鴻鴈・白鷺（『群書治要』）に用いられている。

○雀有り、（略）南従（リ）飛（ヒ）来（リ）テ、帳二入（リ）テ、「於」御座二止ス又（慈恩 九・222 c 点）

○管々タル青蠅、「于」焚キに止ル（左訓「キヨ」（群書 三・359）

○鴻鴈于キ飛フ。「于」中澤に集ル（同右 三・258）

ヲリも動物を動作主体とする例がある。牛と鴻鴈の例がある。しかし、キルとは用法が異なっている。

○諸牛咸（ク）ニ畏（リ）テ敢（ヘ）テ其ノ前ニ處ル者無（シ）（慈恩 四・16 e 点）

○中澤は澤の中。鴻鴈の「之」性、澤中に居ルことを安ス。今飛て「而」、又「于」澤中に集ル（群書 三・259）『慈恩伝』の例の牛は擬人的に主体性あるものとして描写されている。『群書治要』の例は鴻鴈を主語とするが、これは前掲のキルの例に掲げた本文に対する割り注である。「鴻鴈の性」について注したもので、その場合にはヲリと訓じられているわけである。動物であっても、それを主体性あるものとして描写するものであるゆえにヲリと訓じられたと見てよいであろう。ちなみに、命令形にキヨとヲレとがあるが、主語が人間の場合にヲレとなつてゐることも偶然ではないであろう。

○管々青蠅、「于」棘キに止ヨ（群書 三・363）

○對て曰、未シ。居レ吾レ汝ニ語ラン（同右 九・498）

なお、『慈恩伝』には、城や池といった非情物に対してヲリの訓を付した例がある。

○城、摩揭陀国(ノ)「之」中に處リ(三・312 e点)

○川ノ中ニ大龍ノ池有(リ)、東西三百里、南北五十里。瞻部洲ノ中ニ處リ(五・389 e点)

これは、存在の意味として「處」字を訓ずるならばヲリしかあり得なかつたという漢文訓読の場での特殊な用法と云うべきであろう。「處」字は『類聚名義抄』でもキル・ヲリの訓はあつてもアリの訓は無いのである。ちなみに、『群書治要』では、「止・伏」にはキルの訓、「宅」にはヲリの訓のみであるが、「坐・處・居・集」にはキル・ヲリの両訓が付されていて、漢字によつて訓が固定されているというわけではない。

以上、漢文訓読資料に於けるキル・ヲリを活用形の分布と動作主体という点から考察したが、意義の上では散文資料と異なるところは無いと言えるのである。

『方丈記』はヲリを多用する点で散文資料の中では特異である。すなわち、キルは一例にすぎない。その一例のキルも連体法(「ヒルキル座」²⁷)である。ヲリの方は、連体法が三例、「已然形+バ」形式が三例、ヲラムが一例である。もし、『方丈記』に漢文訓読語の影響があるとすれば、ヲリの意義に於いてではなく、キタリを用いないという文体に於いてである。

四、おわりに

院政・鎌倉時代に於いては、キルは「動作(状態)を客観的に記述するもの」、ヲリは主体性あるものに対して用い、「その存在(状態)のあり方を話し手の立場から描写するもの」と言えることを述べた。阪倉氏の指摘された活用形に於けるキル・ヲリの分布も、ヲリは話し手の判断が込められた主体的表現であるゆえ、陳述性の高い活用形に集中するということであろう。

キルとヲリとのいずれれを多用するかは表現態度の問題と言える。ものごとを客観的に記述する文章表現に於いてはキル(キタリ)が多用され、『方丈記』のように表現主体(話し手)の判断を交えることの多い文章表現に於いてはヲリが多用されることになろう。『閑居友』も相対的にヲリが多い。この作品は説話集ではあるが、「評論的傾向や随筆的な部分も顕著で、著者の個性もかなり色濃く滲み出している」(藤本徳明氏『日本古典文学大辞典』)という特色があるものである。旧稿で指摘した室町時代の抄物のキル・ヲリの意味・用法と院政・鎌倉時代のそれとは相通ずるところが多いのであるが、異なるところもある。室町時代にはヲリテが見られること、ヲリに尊敬のルが下接したヲラルが見られることである。ヲリのキル化とでも言いえよう。室町時代にはヲリは四段動詞になって、キルとの差異が少なくなつたといふことではないかと考えられるが、この点については、今後さらに考察を進めたい。

注

- (1) 阪倉篤義氏「動詞の意義分析——キルとヲリの場合——」(『国語国文』昭和52・4)
- (2) 金水敏氏「上代・中古のキルとヲリ——状態化形式の推移——」(『国語学』一三四集 昭和58・9)
- (3) 柳田征司氏「進行態・已然態表現の変遷——「アル」「イル」「オル」——」(『室町時代語資料による基本語詞の研究』平成3・7)
- (4) 拙稿「キルとヲリ——韓の抄物から——」(『小林芳規博士退官記念国語学論集』平成4・3)
- (5) 複合用法の上接語を参考までに掲げておく。() は文献名である。傍線を付したものは、キルとヲリの両方に共通する語である。

《キル》

集まりー(宇/徒)・相ひー(徒)・洗ひー(宇)・案じー(徒)・言ひー(法/宇/徒)・入りー(宇)・うかがひー(宇)・うづくまりー(宇)・拝みー(古)・落ちー(古/宇)・思ひー(閑/宇)・下りー(古/宇)・かがまりー(古/宇)・かがみー(宇)・隠れー(古/閑/宇)・替はりー(古)・帰へりー(宇)・聞きー(徒)・くそまりー(宇)・食ひー(古/宇)・箆もりー(閑/宇/徒)・

しー(古)・添ひー(徒)・立ちー(古/発/字/徒)・たり(疲)ー(古本/字治)・ついー(字/徒)・つづまりー(字)・つどひー(字)・とまりー(字)・ながめー(古)・嘆きー(字)・並みー(字/徒)・並びー(法/字)・ねぶりー(古/字)・念じー(字)・のぼりー(字)・申しー(字)・待ちー(古/字)・まもりー(古/字/徒)・見ー(古/字/徒)・向かひー(字/徒)・群れー(徒)・物語しー(字)・休みー(発)・病みー(徒)・寄りー(字/徒)

《ラリ》

言ひー(字)・いらへー(古/字)・思ひー(閑)・語りー(字)・隠れー(字)・住みー(方)・履きー(発)・ひらがりー(発/字)・まぼりー(発)・泣きー(閑)・*使はれー(閑)

○本稿で取り上げた文献の底本は次の通りである。

小林芳規編『法華百座聞書抄総索引』、東辻保和編『打聞集の研究と総索引』、山内洋一郎編『古本説話集総索引』、高尾稔・長嶋正久編『発心集本文・自立語索引』、『日本古典文学大系 宇治拾遺物語』、濱千代清編『校本 閑居友』、青木令子編『広本略本方丈記総索引』、時枝誠記編『徒然草総索引』、小松茂美『平安朝伝来の白氏文集と三蹟の研究』、築島裕編『興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝古点の国語学的研究』(c点は承徳三年点、e点は永久四年点)、小林芳規編『群書治要』(一)、『古典研究会叢書』漢籍之部)、同編『宮内庁書陵部蔵本群書治要経部語彙索引』(『古典籍索引叢書』10)、築島裕他編『醍醐寺蔵本遊仙窟総索引』(『古典籍索引叢書』13)。

なお、用例を引用するにあたっては、音合符や訓合符は省略した。